

パワーハラスメントの防止に関する規程（案）

病院労働安全衛生委員会

第1条（目的）

本規程は、就業規則第__条に基づき、職場におけるパワーハラスメント（以下、「パワハラ」という）の防止について定め、これによりパワハラのない快適な職場環境を実現することを目的とする。

第2条（定義）

この規程において、パワハラとは職場において、職権などの立場を利用して業務上の適切な範囲を超えて、個々の従業員の人格を無視した言動や強要を行い、従業員の健康や職場環境を悪化させる行為をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、全ての従業員に適用する。

第4条（パワハラ行為の禁止）

従業員は、部下・同僚・後輩に対して、次の各号に掲げるパワハラ行為をしてはならない。

- ①身体的暴力行為を行うこと
- ②人格を傷つける発言を行うこと
- ③他の従業員の前で一方的に恫喝すること
- ④無視をすること
- ⑤私物を意図的に壊したり隠すこと
- ⑥不当な異動や退職を強要したり、解雇をちらつかせこと
- ⑦明らかに達成が不可能な職務を一方的に与えること
- ⑧故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ⑨業務に必要ながないことを強制的に行わせること
- ⑩その他、前各号に準ずる言動を行うこと

2 従業員は、他の従業員がパワハラ行為をしていることを黙認してはならない。

第5条（懲戒）

第4条に掲げる禁止行為に該当する事実が認められた場合は、就業規則第__条に基づき懲戒処分を行う。